

消費者機構日本ニュースレター

第15回通常総会の傍聴および総会記念シンポジウムのご案内

149号

来る6月4日(火)に、消費者機構日本第15回通常総会と総会記念シンポジウムを下記要領で開催いたします。

消費者機構日本が、特定適格消費者団体として認定をうけて2年半が経過しました。共通義務確認訴訟に至った事案が2件あり、裁判外の解決がはかられた事案が3件あります。一方、相手方資産が確認できない等の理由で取り組めなかった事案もあります。

今回の総会および記念シンポジウムを通じて集団的被害回復の取り組みの状況を事案に則してご報告するとともに、今後の課題についても提起させていただきたいと考えております。皆様のご参加をお願い申し上げます。

第14回通常総会のご案内

1. 日時 2019年6月4日(火) 17時30分～18時25分
2. 会場 主婦会館プラザエフ 地下2階 クラルテ
3. 議案 (審議事項)
 - 第1号議案 2018年度事業報告承認の件
 - 第2号議案 2018年度決算承認の件
 - 第3号議案 役員補充選任の件(報告事項)
 - (1) 2019年度事業計画
 - (2) 2019年度予算

総会記念シンポジウムのご案内

1. 日時 2019年6月4日(火) 18時45分～20時10分
2. 会場 主婦会館プラザエフ 地下2階 クラルテ
3. 参加費 無料
4. 次第 18:45～18:50 [主催者挨拶] [第15回通常総会報告]
18:50～20:10

「集団的消費者被害回復の取り組みの状況と課題」

東京医大共通義務確認及びワンメッセージ共通義務確認訴訟の提訴の内容と進捗について、それぞれ担当の弁護士さんから報告いただきます。

加えて、裁判外において、自主的に返金された事例や、提訴に至らなかった事例についても、それぞれ担当の弁護士さんから報告いただきます。

以上の取り組みをふまえ、制度の改善課題を提起いたします。

《正会員（個人・団体）の皆様へ》

「消費者機構日本第15回通常総会ならびに総会記念シンポジウムのご案内」を、後日、総会議案書とあわせて郵送いたします。ご出欠については、そちらの「ご案内」に同封いたします書面にてご連絡いただけますようお願い申し上げます。

《協力会員・賛助会員の皆様へ》

「消費者機構日本第15回通常総会ならびに総会記念シンポジウムのご案内」を郵送いたします。ご参加については、そちらの「ご案内」に同封いたします「総会傍聴・参加申込書」を送付いただくか、FAX(03-5216-6077)もしくはメール(seminar@coj.gr.jp)にて、ご連絡いただけますようお願い申し上げます。

株式会社 ONE MESSAGE および泉忠司氏に対し「仮想通貨バイブルDVD 5巻セット」(VIPコースを含む)および「パルテノンコース(ハイスピード自動AIシステム及びこれに付帯するサービス)」の購入代金の返還を求めて被害回復訴訟(損害賠償請求訴訟)を提起しました。

2017年8月以降、株式会社 ONE MESSAGE が販売し泉忠司氏が勧誘した「仮想通貨バイブル(DVD)」「仮想通貨バイブルVIPコース」「パルテノンコース」に対する被害情報が当機構に多数寄せられました。

当機構は返金を希望する購入者に対して購入代金全額を返金するように株式会社 ONE MESSAGE 及び株式会社泉忠司事務所に2018年2月9日付および同年3月26日付で要請し、株式会社 ONE MESSAGE から「誤解を招く販売方法あったかもしれないので、納得いただけなかった方へは誠意をもって対応したい。」「株式会社泉忠司事務所は仮想通貨バイブル等の売買契約と無関係なので、COJの要請に対しては回答しない。」という趣旨の回答がありました。

また、株式会社 ONE MESSAGE および株式会社泉忠司事務所の双方の代理人である弁護士から「現在東京地裁で係争中の事案があるため、その帰趨を踏まえてCOJの要請に対応したい。」という趣旨の連絡が2018年4月18日にありました。

これまでの経過は下記ご参照。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180315_01.html

その後当機構において検討を重ね、今回、次のように株式会社 ONE MESSAGE および泉忠司氏に対する被害回復訴訟(損害賠償請求訴訟)を東京地方裁判所に提起しました。

【請求の趣旨】**(1) 被害回復の対象となる消費者**

- ① 被告株式会社 ONE MESSAGE との間で平成28年10月1日以降に「仮想通貨バイブルDVD 5巻セット(VIPクラスへの参加を含む)」に係る売買契約を締結し、同契約に基づき購入代金を支払った消費者
- ② 被告株式会社 ONE MESSAGE との間で平成28年10月1日以降に「パルテノンコース」(ハイスピード自動AIシステム及びこれに付帯するサービス)に係る売買契約を締結し、同契約に基づき購入代金を支払った消費者

(2) 被害回復の対象となる損害

- ① 仮想通貨バイブルDVD 5巻セット(VIPクラスへの参加を含む)の購入代金
- ② 「パルテノンコース」(ハイスピード自動AIシステム及びこれに付帯するサービス)の購入代金

- ③ 上記①②の購入代金の各支払い日から各支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金

請求の理由等詳細につきましては、訴状等を下記 URL に掲示しておりますので、こちらをご参照ください。 http://www.coj.gr.jp/trial/topic_20190426_01.html

大東建託株式会社(建築請負事業者)は、2016年10月1日以降に建物新築工事を申込後、契約に至らなかった方に対し、受領した申込金を返金(地盤調査等の費用がある場合はその額を控除)することを表明しました。

大東建託 WEB サイト：

https://www.kentaku.co.jp/corporate/pr/info/2019/aqehc4000000b2ez-att/mousikomikin_henkan_0419.pdf

ニュースレター148号でご案内の通り、大東建託に関する情報提供を募った結果、多くの方から情報が寄せられました。

その後、大東建託から、当機構が要請していた事項のうち、申込金については返金すると回答がありました。建築請負契約にもとづく契約時金については、当該条項是正前においてもその定めとは異なり、個別具体的な事情に基づいて精算協議を行い、双方納得の上で書面を取り交わす方法で精算手続きを行ってきたので、あらたな対応をとる予定はないとの回答でした。

【大東建託の回答に対する当機構の評価と対応】

①建物新築工事の申込を受け、申込金を受領した後に契約に至らなかった案件

当機構からの要請の趣旨を理解し、返金対応を実施されることは、評価できると考えますが、さらに以下の点について再要請しました。

1) 当初、当機構が「2016年10月1日以降の申込」の方に返金を限定したのは、消費者裁判手続特例法に基づいて当機構が大東建託に対して返還請求できる範囲が限られているからであり、制度上の制限によるものであるが、大東建託が申込金の返還手続に応じる場合、「2016年10月1日以降の申込」に限定する合理的な理由はない。したがって2016年10月1日より前の申込についても同様に、申込金を返還を求める。

2) 申込後相当期間が経過しているにもかかわらず、建築工事請負契約に至っていない案件については、申込撤回の意思確認を行うなど然るべき対応を求める。

3) 申込金返還状況について、当機構に報告を求める。

②建物新築工事請負契約を締結後、契約を解除した案件

旧約款では、契約時金を放棄と記載していたものの、実際にはそのような運用はしておらず、契約時金を含めて精算し合意解約等をしていたとの回答でした。当機構に寄せられた情報でも、一律に契約時金を不返還としている情報は確認できませんでしたので、これ以上の要請は行わないこととしました。

③契約解除の精算について

当機構が消費者に情報提供を呼びかけたところ、契約解除を申し入れても、なかなか精算手続きに応じてくれない旨の苦情が多数寄せられました。その為、「注文者が契約解除の意思表示を行った場合には、速やかに精算手続きを行うなど然るべき対応をとること。」を要請しました。

詳しくは、http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_190423_01.html をご覧ください。

**全国の適格消費者団体（19団体）のホームページ公表情報
（2019年3月1日～2019年4月20日分）**

○各適格消費者団体（19団体）のホームページの公表情報です。差止請求訴訟、事業者への申入れ等の活動を中心に紹介します。

適格消費者団体名・特定適格消費者団体	公表情報(3月1日～4月20日)
<p>《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2019/3/7: 一般社団法人全国レンタカー協会より回答書が届きました。 ■ 2019/3/7: フィットネスクラブ(株)ソプラティコから回答書が届きました。 ■ 2019/3/8: レンタカー事業などを営む中和石油(株)に対し、レンタカー貸渡約款の使用の中止を求め、札幌地方裁判所に差止請求訴訟を提起しました。 ■ 2019/4/: ニッポンレンタカーサービス株式会社から回答書が届きました。
<p>《消費者市民ネットとうほく》 http://www.shiminnet-tohoku.com/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2019/3/29: 外国語学校に対し行った照会の結果を公表します。
<p>《消費者支援群馬ひまわりの会》 https://www.npo-himawari.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2019/3/4: 復縁屋(株)に「申入書兼お問合せ」を送付、「回答」を受領しました ■ 2019/3/22: (株) トーソーコンストラクションに対する差止請求訴訟で和解が成立しました ■ 2019/4/1: (株) ノジマに対し「申入書兼お問合せ」を送付、「回答」を受領しました ■ 2019/4/15: (株) ROOKIES に対し「申入書」を送付しました ■ 2019/4/15: アマゾンジャパン合同会社に対し「申入書」を送付、「回答」を受領しました
<p>《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2019/4/12: 株式会社エーチーム・アカデミーに対する差止請求訴訟 第7回期日(口頭弁論)のお知らせ

<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援かながわ》 http://www.ss-kanagawa.org/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットワークいしかわ》 http://csnet-ishikawa.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■2019/3/6：(株)ワニブックスから書面にて回答書が届きました。 ■2019/3/12：(株)静岡銀行から書面にて回答書が届きました。 ■2019/3/14：(株)第三銀行から書面にて回答書が届きました。 ■2019/3/15：(株)愛知銀行から書面にて回答書が届きました ■2019/3/15：(株)十六銀行から書面で回答書が届きました ■2019/3/18：株式会社大垣共立銀行から回答書が届きました ■2019/3/18：(株)清水銀行から回答書が届きました ■2019/3/19：APAMAN(株)に対して申入れ終了通知書を送付しました。⇒2019.3.19.APAMAN株式会社申入れ終了通知書 ■2019/3/19：株式会社錦ヤに対して申入れ書を送付しました。⇒2019.3.19.株式会社錦ヤ申入書 ■2019/3/19：ひらい歯科に対して申入書を送付しました。⇒2019.3.19.ひらい歯科申入書 ■2019/3/20：株式会社名古屋観光ホテルより書面にて回答書が届きました ■2019/4/5：株式会社錦ヤから書面で回答書が届きました。 ■2019/4/10：ひらい歯科から回答書が届きました。 ■2019/4/12：GMOコイン株式会社から回答期限延期の連絡が書面にて届きました。 ■2019/4/16：株式会社アニメイトに対して再申入書を送付しました。(回答期限 2019年5月16日) ⇒2019.4.16.株式会社アニメイト再申入書 ■2019/4/16：株式会社名古屋グランパスエイトに対して申入れ及び要望書を送付しました。(回答期限 2019年5月16日) ⇒2019.4.16.株式会社名古屋グランパスエイト申入れ及び要請書 ■2019/4/16：株式会社名古屋観光ホテルに対して申入終了通知書を送付しました。⇒2019.4.16.株式会社名古屋観光ホテル申入れ終了通知書 ■2019/4/16：宗教法人薬師寺に対して新約款開示の依頼書を送付しました。⇒2019.4.16.宗教法人薬師寺新約款開示の依頼書
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>■2019/3/11：おきぎん証券(株)に対し「要請書」を送付しました。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ■2019/3/29: (株)ぜんに対して「申入書(その3)」を送付しました。 ■2019/4/11 おきぎん証券(株)から回答を受領しました。 ■2019/4/15: TSUTAYAフランチャイズチェーンレンタル利用規約等におけるレンタル商品破損時の補償に関する条項等についての再検討及び意見交換の結果の公表 ■2019/4/17: 生活協同組合連合会グリーンコープ連合から、組合員の該当者に返金する旨の連絡がありました ■2019/4/18: 「葛の花由来イソフラボン」を配合した機能性表示食品の販売事業者の当団体の申入れ活動による返金状況(2019年3月31日現在)について
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■2019/3/6: 阪南理美容株式会社から、回答書が届きました。 ■2019/3/8: 株式会社シャンヴル・スフレから、回答書が届きました。
<p>《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■2019/3/15: 機能性表示食品「駿楽」販売(株)元気堂本舗に質問書を送付しました。 ■2019/3/15: アサヒカルピスウェルネス(株)に申入書を送付しました。
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■2019/4/12: 株式会社西本ハウスへ連絡書を送付しました。☆株式会社西本ハウスへの申入活動一覧はこちらから
<p>《えひめ消費者ネット》 http://ehime-syouhisya-net.org/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■2019/3/11: 「熊本不用品買取センター」こと株式会社HOW ZITに対して、申入書を送付しました。



特定非営利活動法人 消費者機構日本

発行人: 和田寿昭 編集責任者: 磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6階

TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077